

議案第 2 号

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(区議会提出議案に関する意見聴取)

上記の議案を提出する。

令和 8 年 1 月 3 0 日

提 出 者 杉 並 区 教 育 委 員 会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

令和 8 年第 1 回杉並区議会定例会に提出する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、杉並区長から杉並区教育委員会に意見を求められたため。

議案第 号

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和8年2月 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項第1号中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

第2条 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

第3条 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表付記2中「第27条第10項」を「第27条第11項」に改める。

第4条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

第5条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

別表第1の3級の項中「主任教諭」を「主務教諭」に改める。

第6条 杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成19年杉並区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

学校教育職員の定義を改める等の必要がある。

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（目的）</p> <p>第1条 略</p> <p>2 次に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>（1） 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のもの並びに杉並区立子供園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）</p> <p>（2） 略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 略</p> <p>2 次に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>（1） 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭_____、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のもの並びに杉並区立子供園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）</p> <p>（2） 略</p>

第2条による改正（杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のもの並びに杉並区立子供園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭_____、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のもの並びに杉並区立子供園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p>

第4条による改正（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学</p>

校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。

校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭_____、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。

第5条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭_____、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。</p>

第6条による改正（杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭_____、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。</p>